

平成29年度



三次市水道事業会計予算

三 次 市

議案第10号

平成29年度三次市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度三次市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|--------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 19,227 戸 |
| (2) | 年間総給水量 | 4,519,430 m ³ |
| (3) | 一日平均給水量 | 12,382 m ³ |
| (4) | 建設改良費 | 1,126,538 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	1,812,980 千円
第1項	営業収益	1,024,569 千円
第2項	営業外収益	788,361 千円
第3項	特別利益	50 千円

支		出
第1款	水道事業費用	1,751,002 千円
第1項	営業費用	1,586,318 千円
第2項	営業外費用	158,909 千円
第3項	特別損失	3,775 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 677,377 千円は、過年度分損益勘定留保資金 677,377 千円で補てんするものとする。)。

収		入
第1款	資本的収入	1,112,461 千円
第1項	企業債	973,400 千円
第2項	工事負担金	12,500 千円
第3項	補助金	65,795 千円
第4項	出資金	60,766 千円

支		出
第1款	資本的支出	1,789,838 千円
第1項	建設改良費	1,126,538 千円
第2項	企業債償還金	662,700 千円
第3項	予備費	600 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務はそれぞれ 43,223 千円及び 168,999 千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業業務等委託に要する経費	契約に定める期間 (5 年を限度とする)	契約に定める額
水質検査業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5 年を限度とする)	契約に定める額
設備点検，保安管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5 年を限度とする)	契約に定める額
行政財産等の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
事務機器の賃借に要する経費	契約に定める期間 (5 年を限度とする)	契約に定める額
向江田浄水場薬品沈殿池等更新事業	平成 2 9 年度から 平成 3 0 年度まで	契約に定める額
向江田浄水場中央監視装置更新事業	平成 2 9 年度から 平成 3 0 年度まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	973,400 千円	証書借入	年 5.0 % 以内 (ただし，利率見直し方式で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし，財政の都合により繰上償還をし，又は償還年限を短縮し，若しくは低利債に借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は，100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 111,133 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため，一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は，352,896 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は，8,601 千円と定める。

平成29年3月3日提出

三次市長 増田和俊